

令和 3 年 5 月 14 日

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

## 研修報告書

会 派 名	結
報告議員名	草川 卓也
参加議員名	草川 卓也
研修日	5月 10日 ～ 5月 11日
研修目的等	講義 1 コロナ禍における学校現場と子どもの権利 講義 2 コロナ禍でみえた保育園をめぐる自治体の動き 講義 3 「コロナ禍で見えた学童保育（放課後児童クラブ）の現状と課題」 講義 4 子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展

### 研修の概要

子どもの権利と地方自治体の政策－地方議会の果たすべき役割とは何か

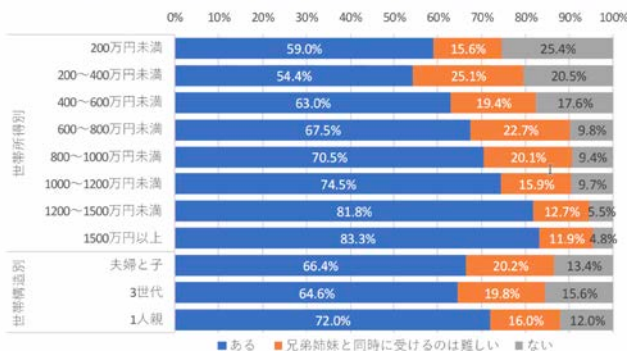
講義 1 コロナ禍における学校現場と子どもの権利

1 コロナ禍での学校現場と子どもの権利

(1) コロナ禍での学校の現状 子ども、青年たちが苦しんでいる

- a. 安倍晋三前首相による、全国一斉休校要請をめぐる問題⇒ないがしろにされた子どもの声、軽視された学習する権利、政治に利用される「危機」
- b. コロナ禍による格差の顕在化⇒先行き不安の格差的な増加

図表 19 2019年の世帯所得別・世帯構造別の子どもがオンライン授業等を落ち着いて受けられる環境



- c. 基準があいまいなまま、政府により基本的人権に対する制約が拡大する危険性 「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」（学校安全保健法 20 条）。⇒臨時休校を判断できるのは学校設置者であって首相ではない

## (2) 子どもの権利という視点

- a. 学習する権利としての「教育を受ける権利」(日本国憲法 26 条 1 項)
- b. 意見が尊重される権利(子どもの権利条約 12 条)
- c. 生きる権利・育つ権利(子どもの権利条約 6 条)

## (3) コロナ禍での学校をめぐる顕在化した課題

- 学ぶ権利を、コロナ禍においていかに実現させていくか。
- 当事者の声が、決定に反映されているか。
- 生活と学びの条件を、社会でいかに支えあっているか。

## 2 学校をめぐる政策動向と議会の役割

「一人ひとり多様な子どもたちの権利を、学校現場で支えることのできる仕組み、アジャイルな社会(国際連合)の実現が求められる今、教職員の専門性を発揮できる環境を整えること(少人数学級、ICT教育など)、そして学校に自治と共同の原則を貫くこと(学校と地域の連携、コミュニティ・スクールなど)について学びあいます」(第 42 回議員の学校チラシより)。

### (1) 学校をめぐる政策の動向

#### a. GIGA スクール構想

2019 年 12 月 19 日、文科大臣がGIGAスクール構想(2023 年度までに生徒一人に 1 台端末配布、学校を高速ネットワークで結ぶ)。

⇒1人 1 台端末配布だけでは、格差の縮小にはつながらない。

⇒教育実践の裁量が、民間企業開発ソフトにより画一化し、狭められる恐れ。

⇒「個別最適化」は、学ぶ意欲の衰退、学びの独創性衰弱の恐れがある。

#### b. DX政策

デジタル時代の新たなIT政策大綱(2019 年 6 月 7 日)

職場スイッチ、パノラマ教室、お節介ロボット(報告書 21 頁) どこでも手続き、いつでもドクター、クルマヒコーキ、あちこち電力、時空メガネ(報告書 24 頁-26 頁)

#### c. グローバル人材、理数系人材の育成

### (2) 子どもの権利実現に向けた取り組み

- a. 現場ごとの自律的な判断によって、多様な人々が生活していける社会をつくる。
- b. 学校に、自治と共同の原則を貫く
- c. 全国学力テストをサンプル調査に変えることを求める高知県土佐町議会の意見書

### 3 子ども・青年の声を聞き、取り戻す取り組み

- a. 国連・子どもの権利委員会からの 2019 年勧告
- b. デジタル社会においても、一人ひとりが主権者として生きる
- c. 一人ひとりが世界を読みとり、歴史をつづることの権利

## 講義 2 コロナ禍でみえた保育園をめぐる自治体の動き

はじめに

### (1) 保育制度の概要

- 戦後、日本国憲法制定(1946年)を起点に整備
- 子ども・子育て支援新制度(2015年～)

### (2) 保育所の状況

- 施設数、入所児童数の推移
- 待機児童の現状 1万6772人(2019年4月時点)+「隠れ待機児童」は8万人
- 保育料無償化(2019年10月～) 対象:3～5歳児と0～2歳児の一部
- 保育士不足問題と保育士処遇の現状

### 1. コロナ禍における保育の状況

#### (1) コロナ禍の1年

#### (2) 保育所の運営

### 2. 自治体の動き

#### (1) 緊急事態宣言下での対応

#### (2) 保護者負担の軽減

#### (3) 独自の慰労金支給

#### (4) 感染発生時の対応

#### (5) PCR検査

### 3. 自治体に求められること～コロナ禍の実態から見えてきた保育の課題

#### (1) 社会生活の維持に不可欠な「エッセンシャルワーク」、それにふさわしい待遇を

#### (2) 施設の基準、職員の配置基準の引き上げを

#### (3) 国への要望を自治体から

## 講義 3 「コロナ禍で見えた学童保育(放課後児童クラブ)の現状と課題」

放課後児童健全育成事業の歩み

親の願いで生まれた学童保育(放課後児童クラブ)

法制化されても、課題が山積だった学童保育(放課後児童クラブ)

次世代育成支援対策推進法に基づく児童福祉法改正。子育て支援事業の一つに位置づけ。

学童保育(放課後児童クラブ)の概要 2020年5月現在 厚生労働省調査

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正

2020年3月「緊急事態宣言発令」「小学校の一斉休校」での、学童保育の実態

コロナ禍の子どもたちの様子は

コロナ禍の保護者たちの様子は

コロナ禍で経験したことを踏まえて、改めて感じたこと

## 講義 4 子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展

### I 近代史のなかの「子どもの支配」「子どもの権利」、子どもをめぐる支配と運動

#### 1 明治期-教育思想と教育制度を中心に

(1) 明治初期に表わされた教育思想の分裂-自由主義的・国家主義的理念と抗争

(2) 自由民権運動の教育思想

1 教員の自由民権運動への参加

2 植木枝盛の「自由教育思想」

「教育ハ自由ニセサル可カラス」

3 「五日市憲法」の規定(1881・明治14年ごろ)

(3) 明治憲法の制定と「教育制度」

#### 1 大日本帝国憲法(明治憲法)

#### 2 四大勅語

(4) 帝国主義的路線と軍事体制の強化、思想的統制

(5) 新たな民衆運動の芽生え

#### 2 大正期-平和・デモクラシー運動を中心に

(1) 第1次世界大戦→国際連盟創設

(2) 国際連盟「子どもの権利宣言」(1924)

(3) 大正期の子ども文化運動

(4) 軍国主義的統制への動き

(5) 「大正デモクラシー」の最後の段階で

#### 3 昭和・戦時期の教育[文部省「学制百年史」による]

(1) 教育の戦時体制への移行

#### 4 第2次大戦後の子どもの権利理念と制度の発展

(1) 日本国憲法の制定・施行 1946・昭和21/1947・昭和22年

(2) 教育基本法の制定

(3) 児童福祉法の制定

(4) 児童憲章の制定

### II 「子どもの権利条約」の内容-対応する国内法の不備

(1) 子どもの権利条約を読む

(2) 子どもの権利条約に対応する国内基本法の不備

◇ 国連からの勧告

◇ 児童福祉法での対応と限界

◇ 国内基本法-子どもの権利基本法の制定の重要性

◇ 人権規定の共同性と総合性の重視

憲法の定める大半の権利条項が、子どもの権利でもある。

### III 地方自治体の「子どもの権利条例」の制定とその内容

(1) 子どもの権利条例を制定した自治体の例

#### IV 子どもの権利と子ども政策-地方議会が果たすべき役割とは

1 議会の権限の全面的な発動による議会活動の展開で、子どもの権利の自治体をつくる  
(1) 子ども自身の参加による条例の制定

1 小学生からの参加を実現する

2 「子ども会議」を制度化して、毎年度「点検活動」行う

3 全会派参加による「子どもの権利政策研究会」を恒久的に設置する

(2) 条例制定権、財政決定権をフル活用した政策の質向上に取り組む 2 子どもの課題は、全住民が参加できる「永遠のテーマ」である

さいごに 地球的規模、全世界の子どもたちの権利をナマの感覚でとらえる市政が求められている

#### 【所感】

「子どもの権利」に関するテーマを意識しながら各講義を受講した。最も権利が侵害されがちで、社会の意識から欠落しているのは「意見が尊重される権利（子どもの権利条約12条）」だ。「子どもにとって一番良い」政策決定を行うためにも、「子どもの権利条例（仮称）」の制定時にも大人の視点だけではなく、子どもの視点を取り入れなければならない。子どもに対してアンケートのような調査を実施するだけではなく、当事者である子どもとともに「子どもの権利」について考え、権利の土台となる教育と福祉の条件整備について協議して、ともに条例をつくりあげていくという議会の姿勢が必要だ。

具体的に条例制定の先に実現させたいことの一つは、学校運営協議会への「生徒代表」出席を「亀山市学校運営協議会規則」に位置付けることだ。これは私が投稿した質問に荒井文昭先生が答えてくれたが、学校運営協議会設置に関する法律が衆参両議院を通過する際に、付帯意見として「児童生徒の声をできる限り反映すること」という付帯意見がつけられたという。児童代表の声は国会でも求められており、法規的に制限はなく自治体毎の裁量で実現可能である。現状は保護者代表や地域代表、学校長や教職員代表などが主だが、児童代表つまり子どもの参加が認められていない。子どもの声を吸い上げる仕組みがない。ぜひ亀山市が国内で他の自治体に先行して、学校運営協議会へ児童代表を参加して子どもの意見を学校運営に反映させる仕組みづくりを整えるきっかけとなる「子どもの権利条例」を提案していきたい。

「子どもにとって一番良い」政策判断ができるように、当事者である子どもの意見がより政策決定に尊重されるような仕組みをつくりたい。これは個人的な提言だが、昨年度私も所属していた政策検討部会で検討されてきた「こども議会」の趣旨や内容についても「子どもの権利条例」に反映する子どもの「意見が尊重される権利（子どもの権利条約12条）」をより意識していくべきだ。子どもが主権者として社会テーマを深掘りし、仲間と意見を通わせ議論するという豊かな学びを経験して導いた政策提言を、私たち議会は真正面から受け止めて市の執行部と実現に向けて協議を行っていく仕組みが欲しい。「こども議会」をただの教育の一環で完結するのではなく、亀山市の住民自治の一環として子どもの意見を市政に反映する仕組みとして昇華していきたい。